

仕 様 書

1. 購入物件の名称等

電子カルテ用トナーカートリッジほか 一式（単価契約）

2. 購入物件の規格、品質、数量等

別紙のとおり

3. 納品場所

茨城県笠間市鯉淵6 5 2 8

茨城県立中央病院内

4. 調達の条件

- ・ 購入物件の規格及び品質等を満たす物件であること。
- ・ 指示に従い、搬入を行うこと。
- ・ 契約期間内の指示する日時に、指定数量を指定場所へ直接納品すること。
- ・ 納品等のため院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。
- ・ 納品時は、納品日をパッケージに明記し、納品日から1年間は動作保証をすること。
- ・ 同等品及び再生品可。ただし、同等品及び再生品によるプリンターの故障や印刷不良（すじや汚れ）等の不具合が増加した場合は、純正品を指定するので契約した単価で納品すること。
- ・ 使用済みのトナーカートリッジ類については、注文の有無に関わらず定期的に回収し、適正に処分する費用を見込むこと。
- ・ 別添に記載されているもの以外のトナーカートリッジ類については、1本入りとする。
- ・ 購入物件に係る次の費用は、納入者が負担すること。
ア 輸送費、保険料、関税等、設置場所へ搬入するまでに要する一切の費用。
- ・ 予定数量については、見込の数量であり、数量を確約するものではないので注意すること。

5. 納入期限

- ・ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの指定する日時。
- ・ 納入に当たっては、事前に連絡調整すること。

6. 端数処理

- ・ 単価に、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ・ 各品目の単価と数量を乗じたものの計（以下「計」という。）に、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ・ 計の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。